

中間市告示第53号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項の規定により、中間市長が指定する地域における規制基準を次のように定める。

時間の区分 区域の区分	午前8時から午後7時まで	午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後11時まで	午後11時から翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下
第2種区域	60デシベル以下	50デシベル以下	50デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	70デシベル以下	65デシベル以下

備考

第1種区域 別添図面において緑色で着色した区域

第2種区域 別添図面において黄色で着色した区域

第3種区域 別添図面において桃色で着色した区域

第4種区域 別添図面において青色で着色した区域

（別添図面は省略し、当該図面は、中間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成24年4月1日

中間市長 松下 俊男